

保険証に代わってマイナンバーカードで

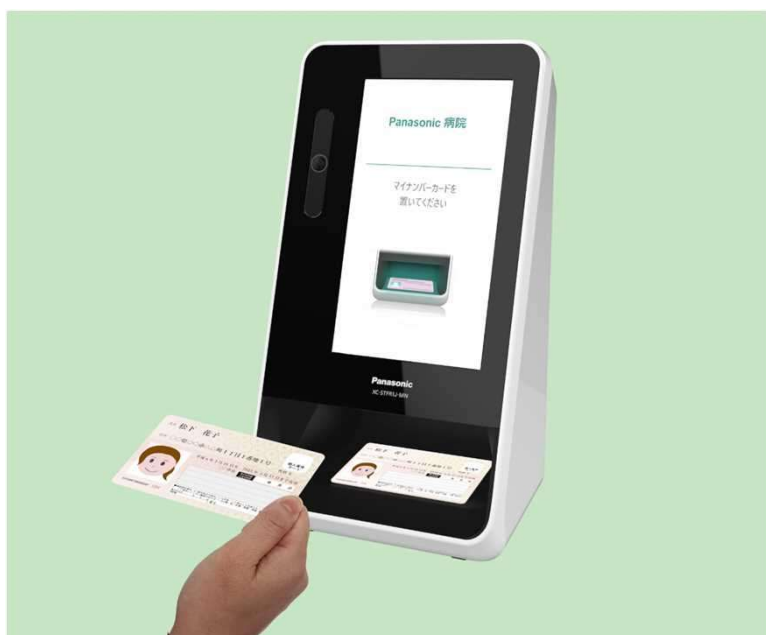
マイナ受付



マイナンバーカードをお持ちの方は
カードリーダーで受付を！

カンタン
受付！

カードリーダーに マイナンバーカードを置いてください



✕ カバーあり



✓ カバーなし



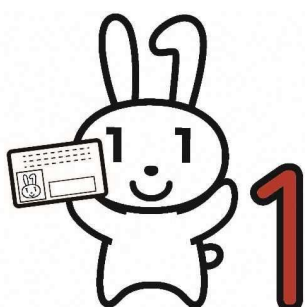
✓ 横向き

✓ カバー等は外してください

✓ 顔写真を表にして横向きに置いてください

マイナンバーカードを置いた後は

画面の指示に従って操作してください



受付完了後はマイナンバーカードを
忘れずにお取りください！

保険証に代わってマイナンバーカードで

マイナ受付



マイナンバーカードをお持ちの方は
カードリーダーで受付を！

マイナ保険証で受付をする際は顔認証付きカードリーダーを使います。
画面の指示に沿って受付をしてください。

※利用方法や画面の表示内容に不明点がある場合にはお気軽に職員までお声かけください

1

マイナンバーカードを
読み取り口に置いてください。

※カバー等は外してください
※顔写真を表にして横向きにおいてください



2

認証方法を選択し、本人確認をします。

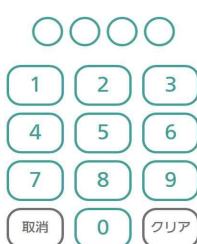
① 顔認証

顔を枠内に
入れてください



② 暗証番号

4桁の暗証番号を
入力してください



※ 暗証番号を連続して間違う
と不正防止のためロックが
かかります

※ 認証がうまくいかない方は
職員にお声がけください

「マイナンバーカードを保険証として利用するための
登録が必要です」と表示された場合は「マイナ受付」
の初回登録の方法に沿って対応してください。
初回登録完了後、③情報提供の同意にお進みください。



3

案内に沿って、情報提供の同意可否を選択します。

過去の情報を
利用いたします

過去のお薬情報を当機関に提
供することに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健
康管理のために使用します。

同意しない

同意する

情報提供に**同意する**と、医師・
歯科医師・薬剤師が過去の診療
情報を確認できるようになり、
データに基づくよりよい医療が
受けられます。



4

マイナ受付完了です。

マイナンバーカードをカードリーダーから取り出してください。
カードの取り忘れにご注意ください。

「マイナンバーカードを保険証として利用するための登録が必要です」と表示された方へ

「マイナンバーカードを保険証として利用するための登録が必要です」と表示された場合以下の手順に沿って対応ください。

1



「登録する」を選択してください。

2

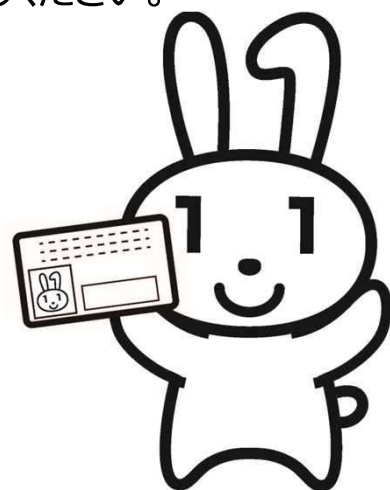


マイナポータルの利用規約を確認し、問題なければ「同意して次へ進む」を選択してください。

3



マイナンバーカードの保険証利用登録完了です。「次へ」を選択し、「マイナ受付」の手順③にお戻りください。



保険証に代わってマイナンバーカードで

マイナ受付



マイナンバーカードをお持ちの方は
カードリーダーで受付を！

顔認証付きカードリーダーで 同意すると、どうなるの？



医師等※が診療/薬剤・特定健診等情報を閲覧できます！

※医師・歯科医師・薬剤師等の有資格者

初めての医療機関や薬局でも、今までに使った薬の情報や患者さんの過去の受診歴・診療情報を医師等と共有でき、
データに基づいたより良い医療を受けることが可能となります！

診療/薬剤情報って？

医療機関を受診した際の診療情報※1および薬局等で受け取ったお薬の情報※2です。

※1受診歴(医療機関名、診療年月日)、診療行為名(放射線治療、画像診断、病理診断、医学管理等、在宅医療のうち在宅療養指導管理料、処置のうち人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流、手術(移植・輸血含む)、入院料のうち短期滞在手術等基本料)などが対象です。

※2 注射・点滴等も含む薬剤情報です。

特定健診情報って？

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。

※75歳以上の方については後期高齢者健診情報を医師等と共有できます。

事前に限度額適用認定証の準備が不要になります！



高額療養費制度って？

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額※3が、ひと月(月の初めから終わりまで)で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

※入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。

限度額適用認定証って？

窓口での支払が高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する証類です。